第８１号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第２９１条の１１の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成２７年１月３０日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第４条第１号を次のように改める。

⑴　介護保険法（平成９年法律第１２３号）、介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２６条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの

ア　被保険者の資格管理に関する事務

イ　要介護認定及び要支援認定に関する事務

ウ　保険給付に関する事務

エ　介護保険事業計画の策定に関する事務

オ　保険料の賦課及び徴収に関する事務

カ　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務

キ　事業者（指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者については、豊橋市の区域に係るものに限る。以下このキにおいて同じ。）の指定並びに事業者に対する指導監査及び勧告に関する事務

ク　施設（豊橋市の区域に係るものに限る。以下このクにおいて同じ。）の指定、施設の開設の許可並びに施設の開設者に対する指導監査及び勧告に関する事務

ケ　アからクまでの事務に附帯する事務

第４条中第１０号を第１２号とし、第９号を第１０号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑾　前号に規定する計画に基づき実施する事業で、次に掲げるもの

ア　東三河特産品の販路拡大に関すること。

イ　若い世代の転出の抑制に関すること。

第４条中第８号を第９号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、同条第３号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を同条第４号とし、同条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３章に規定する事務のうち、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４９の１０の規定により、中核市が処理することとされている事務（豊橋市の区域に係るものに限る。）

第１７条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　介護保険料

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１７条関係）

経費の区分		負担割合
共通経費		人口割
第４条第１号に規定する事務に係る経費	アに係る経費	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
	イに係る経費（認定調査に係る経費を除く。）	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
	イに係る経費（認定調査に係る経費に限る。）	認定調査費割

	ウに係る経費	介護給付費割
	エに係る経費	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
	オに係る経費（低所得者に対する保険料軽減に係る経費を除く。）	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
	オに係る経費（低所得者に対する保険料軽減に係る経費に限る。）	低所得者保険料軽減費割
	カに係る経費（保健福祉事業に係る経費を除く。）	地域支援事業費割
	キに係る経費（指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る経費を除く。）	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
	キに係る経費（指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る経費に限る。）	豊橋市　１００分の１００
	クに係る経費	豊橋市　１００分の１００
	ケに係る経費	６５歳以上人口割　１００分の５０ ４０歳以上６５歳未満人口割　１００分の５０
第４条第２号に規定する事務に係る経費		豊橋市　１００分の１００
第４条第３号に規定する事務に係る経費		人口割
第４条第４号に規定する事務に係る経費		社会福祉法人数割
第４条第５号に規定する事務に係る経費		障害支援区分認定審査件数割

第４条第６号に規定する事務に係る経費	人口割
第４条第７号に規定する事務に係る経費	基準面積割
第４条第８号に規定する事務に係る経費	人口割
第４条第９号に規定する事務に係る経費	人口割
第４条第１０号に規定する事務に係る経費	人口割
第４条第１１号に規定する事務に係る経費	人口割
第４条第１２号に規定する事務に係る経費	人口割

別表備考第１項中「人口割」」の次に「、「６５歳以上人口割」及び「４０歳以上６５歳未満人口割」」を加え、同表備考第２項を次のように改める。

２　「認定調査費割」、「介護給付費割」、「低所得者保険料軽減費割」及び「地域支援事業費割」は、予算の属する年度の実績額による。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約による改正後の東三河広域連合規約別表の規定は、平成３０年度以後の年度分の負担金について適用し、平成２９年度分までの負担金については、なお従前の例による。

理　由

この案を提出するのは、東三河広域連合の処理する事務に介護保険事業及び地方創生に係る事業の実施に関する事務等を加えるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。